

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市国民健康保険運営協議会（令和8年 第1回）
開 催 日 時	令和8年1月15日（木） 開会：午後1時30分・閉会：午後2時15分
開 催 場 所	行田市役所 305A・B会議室
出席者(委員)	11名
欠席者(委員)	4名
事 務 局	4名（健康福祉部長、健康課長・健康福祉部大崎副参事・主幹）
会 議 内 容	議題等 行田市国民健康保険税の税率等について
会 議 資 料 他	配布資料 ・行田市国民健康保険税の今後の見直しについて
そ の 他	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>事務局</p>	<p>行田市国民健康保険規則第5条第3項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告します。</p> <p>次に会議の公開・非公開についてですが、この会議は公開とさせていただきますことを報告します。</p> <p>それでは、これより令和8年第1回行田市国民健康保険運営協議会を始めます。</p> <p>なお、この会議は公開されますが、本日は傍聴を希望する方はおりませんので、このまま進めさせていただきます。</p> <p>初めに長島会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>健康福祉部長</p>	<p style="text-align: center;">会長あいさつ</p> <p>熊谷健康福祉部長から挨拶申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">部長あいさつ</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議事に移ります。行田市国民健康保険規則第5条第1項の規定に基づき、長島会長に議長をお願いします。</p> <p>それでは早速ですが、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p style="text-align: center;">会議録署名委員選任の説明</p> <p>事務局から説明があったとおり、佐藤委員、小池委員にお願いすることによろしいですか。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p style="text-align: center;">異 議 な し</p> <p>異議がないようですので決定します。両委員よろしく申し上げます。</p> <p>次に審議事項に入る前に、ご報告させていただきます。本日の会議内容につきましては、録音させていただき、会議録につきましても、私が内容を確認した上で、公開させていただきますので、ご了承の程、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、次第の4行田市国民健康保険税の税率等について事務局に説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">行田市国民健康保険税の税率等についての説明</p>
<p>議長</p> <p>榊 委員</p>	<p>ただいま説明がありました。この件について何か質疑等ございましたら挙手をお願いします</p> <p>本日の会議は、資料「行田市国民健康保険税の今後の見直しについて」</p>

が会議当日に配布されました。本日配布された資料を読みましたが、会議当日に内容を理解することは難しいと思われます。会議の資料は、事前に配布されることが望ましいです。できれば、今後、会議資料を事前に配布していただきたくお願いします。資料の子ども・子育て支援金制度についてですが、国民健康保険は、制度が設けられて半世紀以上経過し、市民、被保険者からの関心が高く、様々な意見があるように思われます。被保険者の立場からすると、医療保険制度に子ども・子育て支援納付金が医療保険税に上乗せされることは、被保険者の理解が難しいのではと思います。社会全体でのしくみとして、公助、共助、互助、自助の考え方があり、それぞれが調和して、社会が成り立っていると考えられます。児童手当は公助に区分されると思います。子ども・子育て支援金制度による児童手当の拡充により、その財源となる子ども・子育て支援納付金が共助としての目的がある医療保険に含まれることは、医療保険制度の目的や趣旨を考えると、被保険者からの理解を得るのが難しいかと思われます。また、子ども・子育て支援金制度により国民健康保険税の負担が今後増えることについても、被保険者からの理解を得ることは、難しいと思います。公助としての目的もある子ども・子育て支援金制度は、この法律の附則で法律施行後に制度など検討すると規定されているので、保険者として市は、市長会や市議会議長会等を介して、被保険者からの要望を国へ伝えてほしいです。子ども・子育て支援金制度は、被保険者の理解が大切であると思います。市は、子ども・子育て支援金制度について被保険者の理解を深める取り組みをしてほしいものです。

議 長
事 務 局

事務局の回答をお願いします。

会議の資料を事前に配布してほしいとのことですが、今後、事前に資料を配布できるよう準備しますので、ご理解いただきたく存じます。

子ども・子育て支援金制度に関する被保険者からの意見や要望などについて、市長会等の要望できる機会を通じて、国へ要望等を伝えたいと考えております。

また、子ども・子育て支援制度については、被保険者に理解を得られるよう、いろいろな方法を検討し、周知に努めてまいります。

議 長

他に質疑はありますか。今回は重要な案件ですので、よろしければ議長から指名いたします。吉野香代美委員は何か質疑等がありますか。

吉野香代美委員 議長	特にありません。 引き続き議長から指名いたします。佐藤委員は何か質疑等がありますか。
佐藤 委員 議長 榎 委員	特にありません。 他に質疑等がありますか。 資料の6ページにある子ども・子育て支援納付金の賦課限度額が調整中となっています。現在、金額が未定ですが、限度額はいつごろ決まるのですか。
議長 事務局	事務局の回答をお願いします。 資料の子ども・子育て支援納付金制度についての部分で11ページに支援金制度の施行に向けたスケジュール案が示されています。このうち、こども家庭庁・厚生労働省の部分で、令和7年度1～3月の間に政令の公布（賦課限度額、地方税関係）が予定されています。この間に政令が公布され、賦課限度額が決定されるものと見込んでいます。
議長	他に質疑はありますか。
議長	<p style="text-align: center;">質 疑 な し</p> 議題第1号行田市国民健康保険税の税率等については、本協議会として、原案を了承するというところでよろしいでしょうか。
委員一同 議長	<p style="text-align: center;">異 議 な し</p> それでは答申の作成については、会長に一任するというところでよろしいでしょうか。
委員一同 議長	<p style="text-align: center;">異 議 な し</p> それでは決定させていただきます。よろしくをお願いします。
事務局	次に、次第の5その他でございしますが、事務局から何かありますか。事務局をお願いします。
議長	次回の会議は、令和8年2月10日火曜日の午後1時30分から開催します。
事務局	以上で本日の議事の全てを終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。
事務局	慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和8年第1回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。 皆様、大変お疲れ様でした。